

全体計画認定制度を活用した既存不適格建築物(エキスパンジョイント等を用いて増築を行う場合)への増築について

(基準概要一覧)

増築部分	対象箇所	既存建築物の構造への適合状況		全体計画を用いない場合 (現行法令が遡及適用される)		全体計画認定を用いた場合 (現行法令の遡及適用が猶予される)	
				構造関係規定	左記以外の規定	構造関係規定	左記以外の規定
1 / 2 以下 (増築の床面積 / 基準時の延べ面積)	既存部分	新耐震基準に適合している場合	昭和56年6月1日時点に施行されている法令に適合	直ちに、H18告示185号(184号)の耐震診断基準を満たしていることを証明すること。	直ちに、構造関係規定以外の規定の基準に適合させること(法第86条の7適用部分は除く)。	当面は、耐震診断、耐震改修をする必要なし。ただし、耐震改修工事を行う必要があることを証明すること。 最終的に、H18告示185号(184号)の耐震診断基準を満たしていることを証明すること。 ただし、平成12年6月1日施行法に適合していない場合は、直ちに、H18告示185号(184号)の耐震診断基準により一定の耐震性能を満たしていることを証明すること。	5年以内に、構造関係規定以外の規定の基準に適合させること(法第86条の7適用部分は除く)。
			H18告示185号(184号)の耐震診断基準に適合				
		新耐震基準に適合していない場合				直ちに、H18告示185号(184号)の耐震診断基準を満たしていることを証明すること。	
増築部分	-			直ちに、最新の建築基準法令の規定に適合させること。		直ちに、最新の建築基準法令の規定に適合させること。	直ちに、最新の建築基準法令の規定に適合させること。
1 / 2 超え (増築の床面積 / 基準時の延べ面積)	既存部分	新耐震基準に適合している場合	昭和56年6月1日時点に施行されている法令に適合	直ちに、最新の建築基準法令の規定に適合させること。	直ちに、構造関係規定以外の規定の基準に適合させること(法第86条の7適用部分は除く)。	当面は、耐震診断、耐震改修をする必要なし。ただし、耐震改修工事を行う必要があることを証明すること。 最終的に、最新の建築基準法令の規定に適合させること。 ただし、平成12年6月1日施行法に適合していない場合は、直ちに、H18告示185号(184号)の耐震診断基準により一定の耐震性能を満たしていることを証明すること。	5年以内に、構造関係規定以外の規定の基準に適合させること(法第86条の7適用部分は除く)。
			H18告示185号(184号)の耐震診断基準に適合				
		新耐震基準に適合していない場合				直ちに、H18告示185号(184号)の耐震診断基準を満たしていることを証明すること。 最終的に、最新の建築基準法令の規定に適合させること。	
増築部分	-					直ちに、最新の建築基準法令の規定に適合させること。	直ちに、最新の建築基準法令の規定に適合させること。

この表は、運用基準の概要を示すものであるため、具体的な内容は運用基準によること。